

令和 7 年 9 月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 5 日（木）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 0 0 分

2 場 所 市役所 6 階 6 0 4 会議室

3 出席者〔教育長〕岩間 健一

〔委 員〕宮本陽子(教育長職務代理者)、北野大、村山こず恵、平塚俊夫

〔事務局〕池田淳教育総務部長、中田利明学校教育部長、三上佳明教育総務部次長、吉川誠学校教育部次長、稲田里織文化財保護担当参事兼文化財保護課長、中村まさみ所沢図書館担当参事兼所沢図書館長、伊東真吾学校教育担当参事兼学校教育課長、渡辺純也保健給食担当参事兼保健給食課長、大庭真紀子教育センター担当参事兼教育センター所長兼視聴覚センター所長、川島一禎教育総務課長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、波多野健一スポーツ振興課長、田中淳学校教育課主幹、刈谷和哉学校教育課主幹兼健やか輝き支援室長、岩田健太郎学校教育課主幹、佐藤篤教育センター主幹兼教育デジタル推進室長、高鍋英彦教育センター主幹兼教育センター副所長、加藤法祥教育センター主幹兼教育センター教育相談室長

〔書 記〕田畑貴史教育総務課主査、皆川博幸教育総務課主査

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 1 名

6 開 会 本日の議案は、議案第 1 5 号から議案第 1 7 号の 3 件。

なお、議案第 1 7 号「令和 7 年度所沢市教育功劳者の表彰について」は、個人に関する情報が含まれるため、および意思決定過程の審議のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 4 条第 7 項により、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。

※議事の進行上、非公開の議案は、報告事項の後に行った。

7 議 題

○議案第15号 所沢市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について
資料に則り、稲田文化財保護担当参事から以下のとおり説明があった。

本条例の制定は、寿町に所在する国登録有形文化財「秋田家住宅」の整備・活用を進めるにあたり、歴史的な価値を生かしながら、安全性の向上及び維持を図るため、「建築基準法」第3条第1項第3号に基づき、「建築基準法」の適用除外を受けるために必要なものである。

なお、国土交通省では、建築物の歴史的・文化的な価値を維持した上で、一定の安全性を確保し、古民家等の歴史的建築物の活用を促進することを目的として、平成30年3月に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を作成しており、文化財保護課においても、このガイドラインに則り、先進自治体の例も参考にして、建築指導課や営繕課などの関係課と調整の上、条例作成を進めてきた。

条例のつくりとしては、第1章（第1条から第2条）の総則では本条例の趣旨と用語の定義について、第2章（第3条から第6条）では建築基準法の適用除外の対象となる保存建築物の指定に関する手続きについて、第3章（第7条から第11条）では、現状変更の規制や保存のための措置について、第4章（第12条から第13条）は雑則となっている。

「建築基準法」を根拠法令とする、非常に技術的な手続き条例であり、他の自治体では、街づくり関連部署が所管しているが、本市の場合は、第2条第2号にあるとおり、対象建築物は秋田家住宅に限定しており、市所有の建築物を市が指定する条例であることから、当該建築物の管理を所管する文化財保護課の制定となっている。

本条例は12月議会へ議案提出を行い、令和8年4月1日から施行を予定している。

以下質疑

（宮本委員）

第2章第5条第3号に「建築物の保存を図る上で必要と認めるときは」とあり、

この内容は保存活用計画の変更があったときに適用されるものと理解しました。条例では変更の場合だけではなく新規の場合に諮ることはなく、変更のみ諮るものなのでしょうか。最初から諮ることはあるのでしょうか。

(稲田文化財保護担当参事)

まず、本条例の制定から「秋田家住宅」活用までのプロセスを3段階に分けてご説明します。条例制定は第1段階にあたり、制定後の第2段階では、保存建築物として指定しようとする歴史的建造物に関する保存措置や代替措置等の検討を進め、作成した保存活用計画を建築審査会に示し同意を得て、最終段階の維持保存の実施と活用に進めてまいります。作成した保存活用計画を変更し、市長が必要があると認めるときは、建築審査会の意見を求めるとするものです。

(宮本委員)

今後、秋田家住宅以外にも広げていくことも考えて作成しているのか、今回は秋田家住宅のみに合わせて作成しているのか、どちらでしょうか。

(稲田文化財保護担当参事)

他市事例では、令和7年4月1日時点で23の自治体で同様の条例を作成しており、そのほとんどは民間所有も含んだ内容となっていますが、本市の場合は、「秋田家住宅」の老朽化が進んでおりますので、まずは「秋田家住宅」のみを対象として進めることとしたものです。今後、市内に所在する歴史的建造物を広く対象とする場合には、他市の事例から見ると、街づくり関連部署所管になるものと考えます。

(岩間教育長)

現時点では、市内の建築物のうち、秋田家住宅のみを想定して作成しているということよろしいでしょうか。

(稲田文化財保護担当参事)

第2条第1項第2号に規定のとおり、秋田家住宅に限定した条例としています。

(岩間教育長)

この条例がなければ保存活用に向けてスタートできず、今後どうしていきたいのか案があっても、条例を制定しなければ話し合いの土俵に上げられない状況と考えたほうが良いでしょうか。

(稲田文化財保護担当参事)

建築審査会が今年度末に予定されており、今年度中に本条例を作成することが必

要となるため、12月定例会に議案を提出して4月施行を予定しています。

（北野委員）

具体的に保存活用の「活用」とはどのようなイメージを持っているのでしょうか。

（稲田文化財保護担当参事）

基本方針に示している活用の方針を踏まえて、例えば、観光案内の機能、物販、飲食や、展示もしていきたいと考えています。また、市民や来訪者の交流など、多目的な用途を想定しています。

（北野委員）

保存と活用は対になるため、活用の内容によって保存の仕方も考えていかなければいけません。活用についての大きなプランを決めておくべきで、どのような保存があるか考えるべきだと思います。

（稲田文化財保護担当参事）

建築基準法の適用除外を受けるに当たり、建築審査会でも活用方法は非常に大切になってくると聞いています。来年度に予定されている建築審査会では、活用の方法も具体的に示していくことが必要なため、庁内調整を図っていきたいと考えています。

（村山委員）

活用について、まだ決まっていないと思うため今後についてですが、他の自治体では小学生が見学をしているところもあるようです。秋田家住宅は市の歴史的文化財のため、子どもたちが実際に見学をしたり、社会科の教科書等に載せたり、子どもたちが身近に知ることが出来るような計画になっていけば良いと感じました。

（稲田文化財保護担当参事）

小学3年生の社会科副読本では、市内の古い建造物を調べるという部分で「秋田家住宅」を紹介しています。また、活用については、外部委員も入れて基本方針を作成しており、活用の方針を示しています。そこで示した3つの方針、「織物産業で栄えた明治・大正期の所沢のまちばの賑わいや魅力を今に伝える」、「多世代型の交流拠点とする」、「中心市街地の活性化や回遊性の向上を図る」を踏まえて、決めていきたいと考えています。

（平塚委員）

条例制定に関わって今後の方向や個人的な要望として、私自身も歴史について非

常に興味関心を持っているため、昨年は群馬県中之条町にある歴史と民俗の博物館「ミュゼ」や、八ッ場ダムにある「やんば天明泥流ミュージアム」などの博物館を訪ねたり、現地の学芸員と交流したりして勉強させていただいています。調べると所沢市にも様々な名所・旧跡・歴史に関わるものがあります。所沢市が恵まれた歴史と自然の上に発展してきたことが「所沢市民憲章」にも謳われています。先ほど出た小学生の副読本「わたしたちのあづま」の中にある名所・旧跡も身近ですが、地元の方が知らないものが多いです。調べていくと非常に興味深いものもあります。ぜひそのようなものを保存活用、広報で子どもたちや市民が学ぶ機会が広がっていくようにしていただきたいです。そうすれば所沢に対する愛着が出ます。所沢への愛着は社会教育やスポーツ、文化など多様な面から興味関心を持てるものを体験して醸成していくことが大事だと思うため、所沢が持っている歴史・文化の良いところを大事にして進めていただきたいと思います。

（岩間教育長）

活用に目が向きますが、活用していくためには条例が必要になります。ここで可決した後は制定に向けて進めていくことになるため、条例の中身についてご意見・ご質問がありましたらお願いします。

（平塚委員）

令和7年4月1日時点で23の自治体が条例を制定していると説明がありましたが、すでに制定している自治体は制定してからこの間に運用上で課題が出ているのか把握していたら伺いたいです。

（稲田文化財保護担当参事）

埼玉県内では、川越市のみ条例制定していますが、何年か前にお話しを聞いた際、条例の内容を厳しめに作成してしまったため、条例を使って建築物を保存活用した事例はないと聞いています。

（岩間教育長）

県外での活用事例はご存じですか。

（稲田文化財保護担当参事）

視察をした中で条例を使って保存活用した事例はありませんでした。また、当市が参考にした羽曳野市は、市が所有する「旧浅野家住宅」に限定した条例を制定していますが、整備は止まっていると伺っています。

(北野委員)

関連した話で、今年の夏休みに初めて白川郷に行ってきましたが、茅葺き屋根のため火災についてはかなり注意しており、消火栓の設置や英語での注意書きがあり、保存の方法として避雷針をつけるなど力を入れていました。秋田家住宅も茅葺き屋根のため、火災対策が大事だと思います。外から見るだけではなく中に入れると構造のすばらしさを感じられると思います。

(岩間教育長)

私は5月に秋田家を実際に見に行きました。活用の前にしっかり保存をしなければ、文化財としての価値が失われてしまう心配があるため、早急に条例を制定して進めていかなければいけないと感じました。中に実際に入って2階から所沢の商店街を眺めましたが、市民の方が実際に入って昔の暮らしに思いを馳せる場にできる可能性が十分あると思います。

(北野委員)

文化財を残すことは世代間倫理で次世代に対する責任です。万全の措置をとって保存し活用していただきたいです。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

○議案第16号 令和8年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針について

資料に則り、伊東学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

教職員の人事異動については、毎年、埼玉県が「教職員人事異動方針」及び「市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき、県内教育界の活性化や、職務経験を豊かにすることによる人材育成等を期して人事が進められている。

また、それに伴い、所沢市においても、県の方針に基づき「所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定め、本市教育の充実発展を期して、人事異動を進めている。

では、今年度の人事異動方針、細部事項について変更点を中心に説明する。

まず、埼玉県の人事異動方針について、1点目は表記の変更があった。昨年度まで、採用1年目のいわゆる「初任者」について、「新採用教職員」と表現されてい

たが、今年度より「新規採用教職員」という呼び方に変更となったことを受け、『人事異動の方針』の1 基本方針の(5)も新規採用教職員と表記が変更されている。また、2 転任・転補の(3)の中ほどに、新規採用とある。同様に、10ページの人事異動方針細部事項においても、1 基本方針関係の(1)や 2 転任・転補関係の(10)の表記が、新規採用となっている。

2点目は「勧奨退職」についてである。5 その他の(2)のイの中ほどにおいて、「令和7年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。」の部分が追記された。

続いて、所沢市の方針について、方針については「新規採用」に関する表記の変更以外、昨年度からの変更はない。県の人事異動方針の内容を反映して策定している。

所沢市の人事異動方針細部事項について2点申し上げる。まず、2 転任・転補関係の(7)に、新設校あるいは通学区域の変更等のある学校に関する項目についてである。今のところ、本市において、学校の新設や学区変更の予定はないが、従来より本市には通学区の暫定区域がある。暫定区域のある学校では、在籍児童生徒数の大きな変動が生じる可能性があり、学級数や教職員数に関わることから記載しているものである。

最後に、5 その他の(2)退職 イ勧奨退職について、教職員が退職を申し出ることのできる期限である「教育長が定める日」について、今年度は令和7年12月8日としている。

以下質疑

(北野委員)

「新規採用教職員」には中途採用の人も含まれるのでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

「新規採用教職員」については新たに教員採用試験を受けて正式に採用された方全てを含むため、大学卒業後すぐの方、民間で働いていた方が含まれます。

(北野委員)

転任と転補の違いは何でしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

市内転補という言葉があり、市内の中での異動は「転補」、市をまたがったの異動を「転任」と言います。

(北野委員)

異動は本人の希望と組織的な上からの命令とどのようになっているのでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

教職員に関しては、自身の人生設計や家庭環境を踏まえて異動対象の教職員について意向を申し出ることが出来ます。例えば、市内異動を希望したり、引っ越しをしたため、自宅に近いほうに異動したいと希望することが出来ます。一方で希望が全て叶えられるかは、他の方や他の自治体との兼ね合いもあるため難しい部分もありますが、考慮しながら進めていきたいと考えています。

(北野委員)

異動対象はどのように決めるのでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

「所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」の「2 転任・転補関係」の(3)に「次の教員については原則として異動を行わない」と記載されています。例えば、同一校在職3年未満の者、産休・育休等を取得中の方が該当します。一方で積極的に異動を行う者については(8)に記載があり、新規採用の教員については1校目の学校で6年以内に異動を行うという規定があります。また、(9)には新規採用以外の教員について「同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う」という方針もあります。

(宮本委員)

勧奨退職について、令和7年度は原則行わないと変更になったとありましたが、これはどうしてでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

まず勧奨退職がどのようなものか説明します。埼玉県「学校職員勧奨退職取扱要項」において、「年齢45歳以上の者で、勤続20年以上の者」に退職の勧奨を行うことができるとされています。人手不足が言われている中、勧奨退職の対象となる世代に期待される役割は大きいことから、退職を勧奨することは原則行わないとの方針に至ったものと理解しています。

(宮本委員)

人事の異動方針は普通学級および特別支援学級で変わらず全体に適用されるものと捉えてよろしいでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

そのとおりです。

(岩間教育長)

女性教職員の適性等を考慮して管理職への積極的な登用に努めるように10年来言われています。実際に女性管理職の割合が低かったこともあり、県でもこの方針で進めてきたと思いますが、いまだにこの文言があるということは、依然として少ない現状があると思いますが、本市の小中学校47校において、女性の校長は何人ですか。

(伊東学校教育担当参事)

令和7年度、女性の校長は小中学校47校中5名です。

(岩間教育長)

1割程度です。小学校4名、中学校1名ですか。

(伊東学校教育担当参事)

そのとおりです。

(岩間教育長)

以前と比べて増えているのでしょうか。それとも、変わらないのでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

手元にある資料で分かる範囲では、10年前は小中学校の管理職（校長・教頭）のうち女性は13%でした。令和7年度は小中学校の管理職のうち女性は約19%になっており、増加傾向です。

(岩間教育長)

教頭を入れると全体のうち2割が女性です。教頭職のほうが女性が多いです。埼玉県全体ではどうか分かりますか。

(伊東学校教育担当参事)

埼玉県については令和7年度の資料が手元にありますが、小中学校の管理職全体（校長・教頭）に占める女性の割合は21%です。

(岩間教育長)

所沢市は県より若干少ないですが、だいたい県並みということです。

(平塚委員)

異動方針が可決されると調書を含めて人事関係の書類が配られ、人事事務が進んでいくと思いますが、教員個人が書く個人調書はあくまでも参考資料で明記されていると思います。市の人事異動方針や細部事項に沿って個人の意向に振り回されず、適切に進めていただきたいと思います。最近では以前と比べて改善していると思いますが、昔は対応に苦勞していた時代もあるため、お願いしたいと思います。変更点については説明いただいたので分かりましたが、県の異動方針や細部事項の中で何を重点事項としているのか、また、西部教育事務所管内としての人事異動の重点が示されていればお示しください。

(伊東学校教育担当参事)

県の人事異動方針の重点は、「1 基本方針」が今のご質問に該当する部分だと考えています。『「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する』として8項目あります。その中には先ほど岩間教育長からもありました女性管理職の登用について、また、人手不足を踏まえた役職定年後の教職員及び再任用職員の活用も示されています。西部教育事務所管内の重点については把握していません。

(平塚委員)

県の重点は基本方針のすべてと言われれば重点ではありますが、その中で特に県が重点を置いているものはありますか。

(中田学校教育部長)

特段これというものはありませんが3年間勤めて聞いていることは、人事異動が難しくなっていることです。今回の方針と直接ではありませんが、人材育成・人材発掘は人事異動が円滑に行われるためにも大元の対象となる教員を増やすことについて指導されています。

(岩間教育長)

以前、私や平塚委員が校長をしていた時は、「特に」といった重点があったと思います。それが示されなくなっているとも私も思いました。

(中田学校教育部長)

毎年、変更点がある場合はそこがポイントだと見ていますが、基本方針でも10

項目ほどあるため、全てが変わらずポイントと思います。人事異動に関しては、これまで蓄積してきた課題もあり、それゆえに人事異動が毎年大変になっていると思います。方針に基づいた異動が達成できるようにはしたいですが、毎年、この方針のとおりにはうまくいかない事例があるため、それが極力無いように努力します。

(北野委員)

この方針は公平で多くの経験を積ませるようにできていると思いますが、例えば足立区立第十四中学校のマーチングバンドのように都レベルの部活動を担当している先生を変える際、次の先生も同じような指導ができ、学校の特色を生かす人事異動をしていました。所沢市でもそのような観点での人事異動があっても良いと思います。

(中田学校教育部長)

先ほど個人の希望だけを聞くものではないと話がありましたが、基本方針の(1)には「気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置する」、(2)「教職員の視野を広め職務経験を豊かにする」とあり、これが個人の異動だけで考えるのではなく、学校全体として考えられれば良いです。実際には教職員それぞれから調書を集めながら、校長とのヒアリングを教育委員会では行っています。その中では、ご心配いただいた、個人だけでなく学校全体として今後どうしていくか、先を見通して総合的に達成できれば良いと考えています。

(岩間教育長)

実際考えているだけではなく、学校長も先を見据えた学校経営をする中で、例えば合唱の指導が引き続きできる人材が欲しいという希望は出します。希望どおりになるわけではないですが教育委員会もそれを踏まえて配置していると思います。一方で、部活動に関しては地域移行も言われているため、部活動で学校の特色が活かしにくくなるかもしれません。

(北野委員)

私立の学校とは違って市立の学校は特色を持たせづらい面はあると思いますが、都立高校が学校群制度で差をつけず、特色がなくなったことがありました。市立では難しいところもあると思いますが、特色を活かしていくことは必要だと感じます。

(岩間教育長)

所沢市は昔から学校の特色を活かす教育を進めてきた経緯があるため、不公平感

を抱くようなものではなく、できる範囲でそれぞれの地域や子ども・学校の実態を活かしてやっていくことが大事だと思います。本来は部活動もそのような活動でしたが、今は地域に移行していく動きがあるため、特色が出しにくくなる傾向はあると思います。

（村山委員）

新規採用の教員は採用後6年以内に異動、7年以上の者は積極的に異動を行うとありますが、市内で7年以上同じ学校にいらっしゃる先生はどのくらいいるのでしょうか。

（伊東学校教育担当参事）

正確な数はお示しできませんが、各学校の実情（年齢構成、校務分掌、経験）を考えた際にやむを得ず10年まで同一校勤務となっている例は複数あります。11年以上在籍している例はありません。

（中田学校教育部長）

新規採用では経験人事で市外に出ることがあります。所沢市としては積極的に進めていきますが、異動先がなく成立しなかった事例もありました。

（岩間教育長）

小学校では全教科受け持つため教員免許も同じで、市町村間で異動がしやすいですが、中学校では教科があるため異動できないことがあります。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 報告事項

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

○所沢市教育委員会の9月から12月までの主な行事予定について（教育総務課）

○令和7年度請願第3号「平和の推進は、事業よりも教育で」について（教育総務課）

○令和7年度請願第4号「メジャーリーガー大谷翔平氏からのメッセージに応えよう」について（教育総務課）

○令和7年度「第79回所沢市二十歳のつどい」について（社会教育課）

○北野公園市民プールの利用人数について（スポーツ振興課）

○所沢市文化財保存活用地域計画（素案）について（文化財保護課）

○文化財保護課事業（企画展、三ヶ島葎子資料室講演会の開催）について

(文化財保護課)

○令和7年度図書館要覧について（所沢図書館）

○角川武蔵野ミュージアムとのHPの相互リンク開始について（所沢図書館）

○所沢図書館だより「復刊いずみ」について（所沢図書館）

以下、質疑

（宮本委員）

角川武蔵野ミュージアムとのHPの相互リンク開始について、大変楽しい企画だと思います。これからどのように連携し発展していくのか構想はありますか。

（中村所沢図書館担当参事）

まずは様々なイベント等でもお互いにコーナーを設けるなどの連携を考えています。また、市の図書館サービスに関しても連携していけたらと考えています。

（宮本委員）

小学生の高学年以上が興味を持つ本がたくさんあると思うため、今後そのようなところもつないでいただければと思います。

（中村所沢図書館担当参事）

角川武蔵野ミュージアムにはマンガ・ラノベ図書館があり、そちらとも連携を進めていきたいと考えています。

（平塚委員）

教育総務課の請願について、平和教育など所沢の教育について関心を持っていただけることについては大変ありがたいと思っています。また、教育は平和教育に限らず、人権教育でも環境教育でも教育が根底になれば浸透していかないと思います。しかし、所沢市の小中学校の教育は公教育のため、文部科学省の学習指導要領に基づいた教育をしています。それを踏まえて回答をしていただきたいと思います。

9 議題

○議案第17号 令和7年度所沢市教育功労者の表彰について【非公開】

《削除》

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

10 その他

○今後の日程

- ・教育委員会会議 10月定例会：10月30日（木）
- ・教育委員会会議 11月定例会：11月20日（木）
- ・教育委員会会議 12月定例会：12月25日（木）

○教育長職務代理者の指名

10月4日で任期満了となる宮本陽子教育長職務代理者に代わり、10月5日からの教育長職務代理者として平塚俊夫委員が、岩間教育長から指名された。

11 閉 会 午後3時00分